

人事・労務情報

2012年7月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
TEL 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

育児休業を取得させたらもらえる、厚労省と東京都の助成金

本格的に暑くなりました。水分の補給・十分な睡眠で乗り切りましょう。
さて、改正育児介護休業法が従業員数 100 人以下の企業にも全面適用となりました。先月号でお知らせした通り、関連する助成金をお伝えします。



1 厚生労働省の両立支援助成金

助成金	助成金額等	対象企業(従業員数)	もらえる条件
代替要員確保コース	15 万円(1 人あたり)	300 人以下	育児休業した従業員の代替要員を確保した上で、休業者を原職(相当職)に復帰させた場合
子育て期短時間勤務支援助成金	40 万円(1 人目)	企業規模による制限なし 101 人以上は右記の括弧内	子供が小学校3年生になるまでお短時間勤務制度を導入すると、1 人目 40(30)万円、2 人目以降 15(10)万円
休業中能力アップコース	21 万円まで(1 人あたり)	300 人以下	休業中に次のいずれかの職場復帰プログラムを実施した場合 ①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習
継続就業支援コース	40 万円(1 人目)	100 人以下	育児休業取得者を原職(相当職)に復帰させ、1 年以上、継続雇用すると 1 人目 40 万円 2 人目以降 15 万円

2 東京都中小企業両立支援推進助成金 (従業員数 300 人以下が対象)

助成金	助成金額等	対象取組の例	対象期間
意識啓発助成金	助成率:1/2 限度額:10 万円	両立支援に関する管理職研修、周知活動など	責任者届出日から 2 年以内の取組が対象となります
社内ルールづくり助成金	助成率:1/2 限度額:50 万円	両立支援に関するルールの策定、就業規則の整備など	責任者届出日から 2 年以内の取組が対象となります
育児休業応援助成金	助成率:1/2 限度額:150 万円 (一人当たり) 1 社 3 人まで	育児休業を取得し、復帰した従業員に関する代替要員の雇用など	責任者届出日から 3 年以内の取組が対象となります
育児短時間勤務制度利用促進助成金	定額 30 万円 (一人当たり) 1 社 3 人まで	就業規則等に規定がある育児に関する短時間勤務制度の利用	責任者届出日から 3 年以内の取組が対象となります

なお、もらえる条件が重複する場合は、どちらか一方の助成金しかもらえません。
詳細は弊社までお問い合わせください。

以上